

自動販売機設置協力者募集中！



お店や会社の敷地等にさいたま市社会福祉協議会の自動販売機を設置させて頂き、売上の一部を業者から手数料として受領し、さいたま市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動等の財源として活用させて頂きます。

新たに自動販売機を設置しようと考えている方、地域福祉に興味ある方、ぜひ、ご検討ください。

【特徴 1】

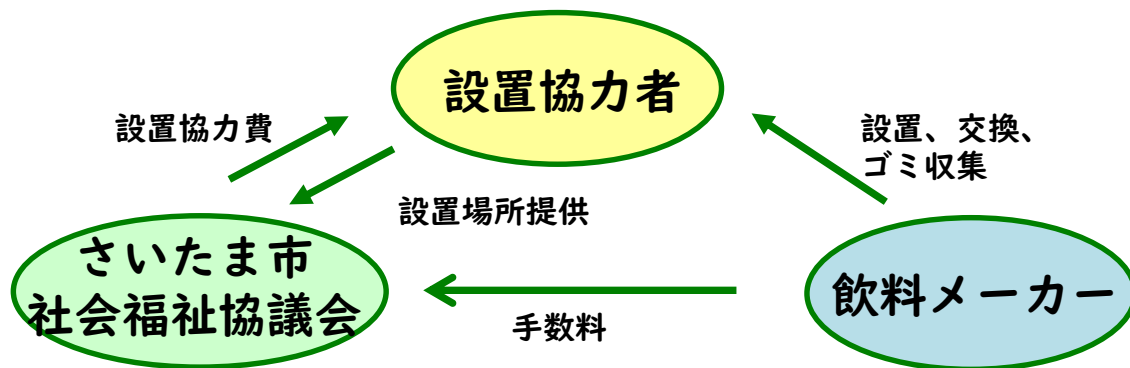
地域福祉の推進につながる
自動販売機です！

自動販売機からの売上手数料はさいたま市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動等の財源として活用させて頂くため、設置協力者も購入者も簡単に地域貢献できます。

【特徴 2】

設置協力費を提供します！

設置場所を提供頂いた設置協力者に売上手数料の一部を「設置協力費」として提供します。



※設置場所の条件（立地、面積等）によっては、自動販売機を設置できない場合があります。

【お問い合わせ】

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 総務課
TEL：048-835-3111 FAX：048-835-1222

自動販売機設置までの流れ

1 お問い合わせ

新規で自動販売機を設置したい！自動販売機を入れ替えたい！とお考えの方はお気軽にお問い合わせください。



2 ご説明

ご希望の設置場所や設置台数の確認及び自動販売機の設置・契約に向けての手順についてご説明させていただきます。

※設置場所の立地によっては設置できない場合がありますのでご了承ください。



3 業者選定

見積合わせを実施し、自動販売機設置業者を選定します。



4 契約

設置場所提供についての契約を設置協力者とさいたま市社会福祉協議会で締結します。



5 自動販売機設置

自動販売機設置業者が自動販売機を設置します。



6 管理・メンテナンス

自動販売機設置業者が定期的に商品の補充、ゴミの回収等を行います。